国政選挙制度と地方自治体選挙制度における積み残し課題の論点整理
190318
選挙市民審議会事務局

【答申における選挙制度改正案】

国政	衆議院（定数 500-600）	区割式比例代表制（選挙区数 20 程度）	
		選挙区定数 25-30 程度　非拘束名簿　ヘア式	
	参議院（定数 250-300）	大選挙区制（15-20 程度）	選挙区定数 12-20 程度
		1 票単記／2 名連記	

地方	首長	決選投票制
	都道府県・政令指定都市	比例代表　非拘束名簿／順位を付した名簿　ヘア式
	市区町村	大選挙区制　1 票連記（2-5 名）

【岡﨑晴輝委員の提起】

衆議院　多数派優遇の比例代表制
参議院　抽選制

【考え方】

わかりやすいルール。混在させない（答申）
国政は衆参で役割分担を（答申・岡﨑）
参議院は、人を選ぶ（答申）　⇔　無作為抽選（岡﨑）
衆議院・地方議会議員選挙は、政党／政治グループを通じての民意の反映を（答申）
民意反映・連立政権・合意型（答申）　⇔　政権安定・一党に過半数・多数型（岡﨑）
首長選挙は移譲式一回投票ではない（答申）
衆議院・都道府県議会・政令指定都市議会は、非拘束名簿式（答申）

【詰めるべき点】

国政の議員定数、選挙区数、選挙区定数を詰めることの適否。
衆議院の選挙区割において、一つの都道府県を割ることの適否。
衆議院の比例代表で全国得票に基づく配分をすることの適否（答申 17 頁）。
都道府県議会・政令指定都市議会選挙は全圏 1 区か、選挙区割をするか。選挙区割をする場合、上記衆議院のように全圏得票に基づく配分をすることの適否が課題。
都道府県議会・政令指定都市議会選挙において、順位を付した名簿提出を認める事の可否。衆議院では認めていないという不整。統一するならばどちらに。
諸会派からなる「統一名簿」提出の可否。